

平成 28 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 日本軽金属ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 岡本 一郎  
(コード番号 5703 東証一部)  
問 合 せ 先 企画統括室 広報・IR担当 野中 由憲  
(電 話 03-5461-8677)

### 連結子会社日本軽金属株式会社の独占禁止法違反事案への対応について

当社の100%子会社である日本軽金属株式会社（東京都品川区、社長：岡本一郎、以下日軽金）は、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、本年2月5日、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

本件事案に関して、当社および日軽金の対応についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 違反行為解消確認等に関する取締役会決議と課徴金納付

日軽金は、本年2月15日の取締役会において違反行為を取りやめていることの確認等に関する決議を行うとともに、3月4日に、課徴金215万円を国庫に納付いたしました。

#### 2. 関係者の処分および役員報酬の一部返上

今般の事態を厳粛に受け止め、事案に関係した関係者を社内規則に基づき厳正に処分するとともに、経営責任を明確にするため、以下のとおり経営陣の報酬を減額します。

石山 喬 当社代表取締役会長（前日軽金代表取締役社長）

報酬月額 10%減額 3ヵ月

岡本一郎 当社代表取締役社長兼日軽金代表取締役社長

報酬月額 10%減額 3ヵ月

安田耕太郎 日軽金取締役執行役員化成品事業部長

報酬月額 20%減額 3ヵ月

#### 3. 今後の対応

当社グループでは、「カルテル行為の防止に関するグループガイドライン」を定め、独占禁止法遵守に取り組んでまいりました。しかしながら、今般の事態は、こうした取り組みが未だ道半ばであることを証明しております。

今後は、同業会社との接触に関するルールをより明確化し、事業活動に際し社内外の

疑義を招くような不適切な行為を排除し、違法行為を根絶してまいります。具体的には、カルテル行為の防止に関するグループガイドラインの改定、研修・教育の充実に努めるとともに、内部通報制度の利用促進等を通じた不正行為の早期発見の態勢づくりに注力してまいります。

以 上